

【ロシア】 オフショア企業への規制を強化する法律

海外立法情報課 小泉 悠

* オフショア企業への資本逃避は経済安全保障上、重要な脅威と見なされている。ロシア政府はこれまでもオフショア企業に対する規制を進めてきたが、新たに投資規制強化法を施行し、オフショア企業による公有資産や重要産業への投資に制限が設けられた。

1 法律の概要

2017年7月1日連邦法第155号「連邦法「国有資産及び地方自治体所有資産の私有化について」第5条及び連邦法「国防及び国家安全保障に関して戦略的な意義を有する企業に対する外国投資の実施手順について」の改正について」(注1)(以下「投資規制強化法」という。)が制定され、同日施行された。投資規制強化法の主眼は、税率の極端に低い外国(キプロスなどの租税回避地)に名目上の本拠地を置くオフショア企業の活動を制限することであり、当該企業が公有資産及び重要産業分野に投資を行うことが禁止された。

投資規制強化法第1条では、2001年12月21日連邦法「国有資産及び地方自治体所有資産の私有化について」(注2)(以下「公有資産私有化法」という。)第5条が改正された。従来の公有資産私有化法第5条第1項では、①政府及び地方自治体の所有する企業、②政府及び地方自治体の機関、③ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体が資本の25%以上を出資する法人は、国有資産及び地方自治体所有資産(株式、不動産、土地等)を購入してはならないと規定していた。これに加え、今回の投資規制強化法では、以下に示す法人及び自然人についても新たに購入が禁止された。

- 特別優遇税制を提供する一方、金融活動に関する情報を開示又は提供していない国又は地域としてロシア連邦財務省が指定し、一覧表(注3)に記載したオフショア地域において登記された法人(オフショア企業)
- オフショア企業と関連する法人又はオフショア企業を含む人の集団(注4)が支配(注5)する法人

また、投資規制強化法第2条では、2008年4月29日連邦法第57号「国防及び国家安全保障に関して戦略的な意義を有する企業に対する外国投資の実施手順について」(注6)(以下「戦略産業投資法」という。)が改正された。戦略産業投資法第6条によると、国防及び国家安全保障に関して戦略的な意義を有する企業とは、地質調査、地理・気象、感染症、核兵器・原子力エネルギー、暗号、武器、宇宙、テレビ・ラジオ放送、出版等に係る活動を行う企業である。従来の戦略産業投資法の規定では、外国政府及び国際機関並びに両者の支配する機関が上記産業に対して資本金の25%以上の出資を行うことや、経営権を掌握することが禁止されていた。また、外国政府及び国際機関は、上記産業が主要製品の生産のために保有する設備を利用することも禁じられていた。投資規制強化法では、オフショア企業、オフショア企業と関連する法人、オフショア企業を含む人の集団が支配する法人についても、同様の制限が課されることとなった。

2 法律の背景

2008年の世界金融危機後、ロシアではオフショア企業の存在が経済安全保障上の大きな問題となっていた。ロシア経済の悪化に伴い、資産価値が減少することを恐れた企業や投資家が一斉にオフショア企業へと資産を移転(資本逃避)させるようになったためである。そこでロシア政府は、名目上は外国で登記されたオフショア企業であっても、ロシア連邦の課税対象である法人又は自然人が管理している場合にはロシア企業とみなすなどの法整備を進めてきた(注7)。

一方、投資規制強化法は、ロシアからオフショア企業への資本逃避ではなく、オフショア企業によるロシアへの投資を規制するものである。ロシア政府はこれまで、資源に依存しない経済構造を目指し、外国からの投資呼び込みを図ってきた。前述の戦略産業投資法についても、本来の目的は、国防・安全保障上重要な産業以外への投資を原則として自由化する点にあった。また、プーチン大統領も2012年5月に発出した大統領令の中で投資環境の改善を掲げ、外国による投資の拡大を重点政策としてきた(注8)。ロシア資本の逃避先のオフショア企業による投資は見掛け上、外国からの投資であるものの、実際にはロシア企業が課税義務を回避しつつ国内投資を行っているに過ぎない。また、オフショア企業の投資活動による利益は名目上の本拠地である租税回避地へと移転され、ロシア経済に寄与しない。したがって、今回の投資規制強化法は、オフショア企業による投資を制限することで資本逃避対策を強化するものと位置付けることができる。

注(インターネット情報は2017年7月13日現在である。)

- (1) Федеральный закон 2017.7.1. N155-ФЗ. "О внесении изменений в статью 5 Федерального закона "О приватизации государственного и муниципального имущества" и Федеральный закон "О порядке осуществления иностранных инвестиций в хозяйственные общества, имеющие стратегическое значение для обеспечения обороны страны и безопасности государства." <<https://rg.ru/2017/07/01/fz155-site-dok.html>>
- (2) Федеральный закон 2001.12.21. N178-ФЗ. "О приватизации государственного и муниципального имущества." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_35155/>
- (3) 現在のリストは2014年に改定されたものであり、41の国・地域が指定されている。Приказ Минфина России. 2007.11.13. N108. "Об утверждении Перечня государств и территорий, предоставляющих льготный налоговый режим налогообложения и (или) не предусматривающих раскрытия и предоставления информации при проведении финансовых операций (офшорные зоны)." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_73100/>
- (4) 「人の集団」とは、法人と自然人が会社などを通じて結びついている状態を集合的に示す概念であり、2006年7月26日連邦法第135号「競争の保護について」第9条で規定されている。Федеральный закон 2006.7.26. N135-ФЗ. "О защите конкуренции." <http://www.consultant.ru/document/Cons_doc_LAW_61763/>
- (5) 2006年7月26日連邦法第135号「競争の保護について」第11条は、「支配」とは、法人の全体の50%以上の議決権を有していること、法人の執行機能を遂行していることなどと規定している。
- (6) Федеральный закон 2008.4.29. N57-ФЗ. "О порядке осуществления иностранных инвестиций в хозяйственные общества, имеющие стратегическое значение для обеспечения обороны страны и безопасности государства." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_76660/>
- (7) 小泉悠「資本逃避対策法の施行」『外国の立法』No.262-2, 2015.2, pp.18-19. <http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8965188_po_02620207.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- (8) 小泉悠「ビジネス環境改善に向けた取組」『外国の立法』No.268-2, 2016.8, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10168963_po_02680206.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>